

# 大分市キャンプ協会 会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、大分県キャンプ協会支部に所属する「大分市キャンプ協会」(以下「本会」という)と称する。

(所在地及び事務局)

第2条 本会の所在地及び事務局は、大分県大分市中島中央2丁目2番45号に置く。

## 第2章 目的と事業

(目的)

第3条 本会は、大分市を代表するキャンプ団体として、市内における野外活動の健全な発展と普及に努め、キャンプを通して会員相互の親睦と資質の向上を図る事、生活体験や自然体験の機会が減っている子どもたちに、キャンプやアウトドアを通じて、自然の大切さや楽しさを伝え、自主性・協調性・コミュニケーション力などを身に付けてもらう事や、年齢や性別に関わらず、キャンプだけではなく家庭や地域生活などでも活かせる様々なアクティビティや生活技術を身に付けてもらう事を目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① キャンプの普及振興及び支援に関する事業
- ② キャンプ指導者の養成及び研修に関する事業
- ③ キャンプに関する調査・研究事業
- ④ キャンプに関する諸情報の提供事業
- ⑤ 関係団体とのネットワークの構築及び情報交換事業
- ⑥ その他、本会の目的に必要な諸事業

## 第3章 組織

(会員の種別)

第5条 本会は、次の会員をもって構成する。

- ① ユース会員

第4条の目的に賛同し、会の運営及び参加するために入会した満22歳未満の個人

- ② 会員

第4条の目的に賛同し、会の運営及び参加するために入会した個人及び団体

- ③ ファミリー会員

第4条の目的に賛同し、会の運営及び参加するために入会した同居の家族

- ④ 賛助会員

本会の事業を賛助するために入会した個人及び団体

⑤ 名誉会員

本会に功労のあった個人及び団体

(入会)

第6条 前条①～⑤の会員になろうとする者は、別に定める申込書により会長宛に申し込むものとし、以下のいずれかの方法によるものとする。

① ユース会員

本会会長宛に入会申請をし、会長が承認した満22歳未満の個人

② 会員

本会会長宛に入会申請をし、会長が承認した個人及び団体

③ ファミリー会員

本会会長宛に入会申請をし、会長が承認した同居の家族

④ 賛助会員

本会会長宛に入会申請をし、会長が承認した個人及び団体

⑤ 名誉会員

本会会長が入会要請をした本会に功労のあった個人及び団体

(会費)

第7条 会員は総会において第24条に定める年会費を納めなければならない。

2 既納の納入金はいかなる場合も返還しない。

(会員資格喪失)

第8条 ユース会員・会員・ファミリー会員が次の各号のひとつに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

① 退会届の提出をしたとき

② 本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき

③ 1年以上会費を滞納したとき

④ 継続して2年以上総会に参加しないとき(表決に必要な書面又は委任状を提出した場合を除く)

⑤ 除名されたとき

2 賛助会員が次の各号のひとつに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

① 退会届の提出をしたとき

② 本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき

③ 1年以上会費を滞納したとき

④ 除名されたとき

3 名誉会員が次の各号のひとつに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

① 退会届の提出をしたとき

② 本人が死亡したとき

③ 除名されたとき

(退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出して任意に退会することができる。

(禁止事項)

第10条 会員は他の会員に対し、次の各号の行為を禁止する。

- ① 犯罪行為および公序良俗に反する行為
- ② 布教活動、宗教活動、政治活動、違法なセールス、悪質な勧誘
- ③ ネットワークビジネス、ねずみ講、マルチ商法などの勧誘

(除名)

第11条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、総会出席者(委任状出席を含まない)の3分の2以上の議決に基づいて除名することができる。その場合は、その会員に対して議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- ① 本会の規約に違反したとき
  - ② 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為があったとき
- 2 その場合、会員は理事会に異議を申し立てることが出来る。
  - 3 異議申し立てのあった場合、理事会は第三者を含む調査委員会を構成し、申し立て事項についての調査を命じ報告を受ける。
  - 4 理事会は調査報告を受け、裁定を下す。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は返還しない。

## 第4章 役員

(役員)

第13条 本会に次の役員を置く。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 1名
- ③ 理事 若干名
- ④ 監事 1名
- ⑤ 顧問 若干名
- ⑥ 相談役 若干名
- ⑦ 事務局長 1名

(役員の仕事)

第14条 会長は、本会を代表し、会務・理事会を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を組織し、本会の業務を執行する。
- 4 監事は、本会の業務及び会計を監査する。
- 5 事務局長は、本会の事務を総括する。

(役員を選任)

第15条 理事及び監事は、会員の中から選任する。

- 2 会長・副会長・事務局長は、理事会において選任する。
- 3 会長・副会長・事務局長は、理事の互選によって定める。

- 4 会長・副会長・事務局長・監事は、公益社団法人日本キャンプ協会公認指導者資格を有する者とする。

(顧問及び相談役)

第16条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 相談役は、公益社団法人日本キャンプ協会公認指導者資格を有する者とする。
- 4 顧問及び相談役は、会長及び理事会の諮問に応じ、意見を述べる事が出来る。

(役員任期)

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補充により再任された役員任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期満了でも後任者が就任するまでその職務を行う。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号の一つに該当するときは、理事の4分の3又は会員の4分の3以上の議決により会長がこれを解任することが出来る。

- ① 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- ② 職務上の義務違反その他役員に相応しくない行為があると認められたとき

## 第5章 会議

(会議の種類)

第19条 本会の会議は次とする。

- ① 総会
- ② 理事会
- ③ 各種専門委員会

(総会)

第20条 総会は、定期総会と臨時総会とし、正会員の3分の1以上の出席(委任状可)をもって成立する。

- 2 総会は年1回以上開催し、会長がこれを召集し、議長を務める。
- 3 次の場合には臨時総会を開くことができる。
  - ① 会長が必要と認めたとき
  - ② 正会員の5分の1以上の要求があったとき
- 4 総会は次の事項を審議決定する。
  - ① 事業計画・執行に関する事
  - ② 予算、決算の承認に関する事
  - ③ 役員選出等に関する事
  - ④ その他、必要事項に関する事
- 5 総会の議決は出席者(委任状出席を含まない)の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 6 総会は、議事録を作成し、議長及び出席者代表2名が署名し保管する。
- 7 総会の議事内容は全会員に通知する。
- 8 総会議事録は、大分県キャンプ協会へ遅滞なく報告書を提出する。

(理事会)

第21条 理事会は、会長が召集する。

- 2 理事会は、理事の過半数以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって議決する。
- 3 理事会の議長は、会長とする。
- 4 理事会は次の事項を議決する。
  - ① 総会で議決した事項の執行に関する事項
  - ② 総会に提出する議案に関する事項
  - ③ 事業計画・収支予算書、事業報告・収支決算書の原案作成
  - ④ 役員に関する事項
  - ⑤ 会員の入会、会員資格喪失に関する事項
  - ⑥ その他、総会の議決を必要としない業務に関する事項
  - ⑦ 理事会の権限に属する事項で特に急施な事項は会長において専決処理することができる。この場合、会長は次期理事会で報告する。

(各種専門委員会)

第22条 本会は、業務遂行上、各種専門委員会を設置し、必要な職を置くことができる。

- 2 専門委員会に関する規程は、別に定める。

## 第6章 会計

(経費)

第23条 本会の経費は、次をもって充てる。

- ① 会費
- ② 寄付金
- ③ 補助金
- ④ 事業収入
- ⑤ その他の収入

(会費)

第24条 本会の会費は、次の通りとする。

- ① ユース会員 (年額) 500円
- ② 会員 (年額) 1,000円
- ③ ファミリー会員 (年額) 1,500円
- ④ 賛助会員 (年額) 2,000円

- 2 本会の事業に貢献度が高く、理事会で認めた会員に関しては次年度の年会費を免除する。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 会則

(会則の改正)

第26条 この会則を改正するときは、総会において出席者の3分の2以上の承認を得て議決する。

(解散)

第27条 本会は次の事由により解散する。

- ① 総会の決議

② 目的とする活動に係る事業の遂行の不能

③ 会員の欠乏

④ 合併

⑤ 破産

2 前項の事由により解散する場合は会員総会の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 解散のときに存在する残余財産は大分県キャンプ協会に帰属するものとする。

(細則)

第28条 この会則の施行に関して、必要な諸規程については、理事会が定める。

2 付則この会則は令和3年8月8日から施行する。

3 付則この会則は令和4年6月1日から施行する。(目的)第3条

4 付則この会則は令和4年6月1日から施行する。(事業)第4条

5 付則この会則は令和4年6月1日から施行する。(入会)第6条

6 付則この会則は令和4年6月1日から施行する。(禁止事項)第10条

7 付則この会則は令和5年5月28日から施行する。(役員)第13条

8 付則この会則は令和5年5月28日から施行する。(役員の任務)第14条

9 付則この会則は令和5年5月28日から施行する。(役員の選任)第15条

10 付則この会則は令和5年5月28日から施行する。(理事会)第21条

11 付則この会則は令和5年5月28日から施行する。(会費)第24条

12 付則この会則は令和6年4月20日から施行する。(会員資格喪失)第8条

13 付則この会則は令和6年4月20日から施行する。(役員)第13条

14 付則この会則は令和6年4月20日から施行する。(役員の選任)第15条